

令和6年度第3回小金井市市民健康づくり審議会会議録

日 時 令和6年10月9日（水）午後7時00分～午後8時14分

場 所 小金井市保健センター2階 講堂

出席委員 13人

会 長	小 松 淳 二 委員	
委 員	小 森 哲 夫 委員	近 藤 俊 之 委員
委 員	田 中 達 志 委員	羽田野 勉 委員
委 員	平 原 かおり 委員	森 戸 よう子 委員
委 員	富 永 智 一 委員	西 野 裕 仁 委員
委 員	田 中 智 巳 委員	中 谷 行 男 委員
委 員	鵜 澤 友 行 委員	鈴 木 康 之 委員

欠席委員 1人

委 員 松 本 亨 委員

事務局職員

福祉保健部長	大 澤 秀 典
健康課長	伊 藤 崇
健康係長	渡 邊 知 子
健康係主任	萩 野 裕 人
健康係	山 田 梨 世

傍 聴 者 0人

（午後7時00分 開会）

○小松会長 皆さん、こんばんは。定刻となりましたので始めたいと思います。本日はお忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、これより令和6年度第3回の市民健康

づくり審議会を開催させていただきます。

初めに、本審議会の委員を退任された方、新たに就任された方がいらっしゃいますので、事務局より報告をお願いいたします。

○伊藤健康課長 それでは、退任された委員の報告及び就任された委員の御紹介をさせていただきます。

東京都多摩府中保健所職員の区分として御就任していただいております、安岡圭子委員が退任となり、新たに東京都多摩府中保健所職員の区分として御就任していただきました、鶴澤友行委員でございます。

では、鶴澤さん、一言、よろしいでしょうか。

○鶴澤委員 多摩府中保健所市町村連携課長の鶴澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

保健所では、市町村連携課のほうで受動喫煙防止対策といたしまして主に飲食店の店舗を年間1,000件程度回っておりまして、外にシールで「禁煙」と貼ってあったりとか、きちんと貼ってないところについてはきちんとやってくださいと指導したりとか、そういった取組を毎年行っているところでございます。

また、受動喫煙防止に関して言いますと、今年度保健所でつくりました地域のための健康推進プランというものが、地域保健医療推進プランというものがございますけれども、そちらのほうでもパブリックコメントを行った際に、たばこに関して施策を進めるのであれば、たばこを吸う場所の整備も一緒にやってもらいたいという御意見をいただきまして、受動喫煙対策というのは普及啓発とともに吸う方に対してきちんと吸う場所を提供していくということも必要なんだなというところで感じたところでございます。すみません、長くなりましたが、よろしくお願いいたします。

○小松会長 ありがとうございます。

それでは、次に副会長の互選についてですが、安岡委員の退任に伴い副会長が不在となっております。副会長の互選については、引き続き、東京都多摩府中保健所の職員の区分として鶴澤委員をお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小松会長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、副会長に鶴澤委員を選出することに決定いたします。

では、よろしくお願いいたします。

それでは、委員の出欠及び資料について、事務局からお願いいたします。

○伊藤健康課長 本日の委員の出欠でございますが、松本委員から欠席の御連絡をいただいております。

現在、委員の過半数以上の出席をいただいておりますので、審議会として成立することを御報告申し

上げます。

次に、資料の確認をさせていただきます。事前送付資料です。送付が遅れてしまって大変申し訳ありませんでした。事前送付資料として、まず次第、資料１、ＪＲ中央線各駅周辺における公衆喫煙所の設置状況調査結果、資料２として、受動喫煙防止対策ガイドライン（案）、本日、当日配付資料として、当日配付資料１、前回審議会からの変更点について、当日配付資料２、公衆喫煙所（他市事例）。

以上となります。過不足等ございましたら事務局にお申し出いただきたいと思います。

○小松会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。まず議事の１番、ＪＲ中央線各駅周辺における公衆喫煙所の設置状況調査結果についてです。事務局からお願いいたします。

○伊藤健康課長 それでは、資料１、ＪＲ中央線各駅周辺における公衆喫煙所の設置状況調査結果を御覧ください。

資料１につきましては、前回の審議会で森戸委員から要求のあった資料となります。近隣の中央線沿線の各駅における、公衆喫煙所の設置状況になります。表頭に中央線沿線の６市を記載しております。表側に１から１１まで調査項目を記載しております。主なところを説明いたします。

調査項目２を御覧ください。現時点で駅周辺に公衆喫煙所がない自治体としては、国立市と日野市のみでございます。なお、国立市については、現在、２年ぐらい前は公衆喫煙所はあったんですけど、その代替施設について設置場所等を検討中ということで、今後、設置に向けて検討している状況です。あと次に日野市についても、令和６年１１月から日野駅東口広場にコンテナ型の喫煙所を設置予定のことです。

次に、調査項目５を御覧ください。こちらは改正健康増進法が施行された以降に設置された公衆喫煙所の形態として、トレーラーハウス型、コンテナ型がほとんどということになっております。受動喫煙防止対策として、たばこの煙が周囲に出ないように配慮するなど措置が取られている状況です。

参考資料として、当日配付資料２を御覧ください。こちらについては、トレーラーハウス型、コンテナ型というのはどういうものなのか、イメージしやすいように他市で実際に設置されている公衆喫煙所を記載しております。

続きまして、調査項目１１を御覧ください。設置の効果についてです。公衆喫煙所を設置したことにより、路上喫煙やポイ捨て、受動喫煙に関する意見が少なくなったなど、受動喫煙防止対策として効果があったということが各市から伺うことができました。

資料１については、簡単ですが、説明は以上となります。

○小松会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの資料1に関しまして、御質問ある方は挙手にてお願いいたします。

お願いします。

○小森委員 資料1のところの他市を見ますと、結構、市の土地が多くて民地というのは一つしかないんです。小金井市の場合、商店街の入り口のところの民地を使っている状況なんですけれども、それでいいのかどうかということと、それからトレーラーハウス型のほうがコンテナ型よりも何か効果があるというふうに書かれていまして、費用の面もあると思うんですけれども、トレーラーハウス型にしたらいいんじゃないかという感触を受けているんですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○小松会長 よろしくをお願いします。

○伊藤健康課長 今現状の武蔵小金井駅北口の喫煙所のところについては、民地ということは前回お伝えさせていただいて、ちょっとそこに対してはなかなか受動喫煙対策というのが不十分で、今、受動喫煙の対策が求められているというのは認識しています。民地については、今現状の受動喫煙防止が不十分であるので、その対策としてガイドラインを策定して進めていきたいと考えています。

あとは、トレーラーハウスかコンテナ型について、すみません、トレーラーハウスよりコンテナ型のほうが効果があるというのは、どこに記載されていますか。

○小森委員 11番のところなんですけれども、路上喫煙やポイ捨てが減少しているというのは、トレーラーハウス型の効果みたいなんです。コンテナ型は、何か煙の臭いというか、そういう問題があって言われなくなったというんですけれども、移動なんかのときはトレーラーハウス型のほうが非常に便利かなと思っているんですけれど。そんな感じでちょっと申し上げたんですけど。

○伊藤健康課長 なるほど、そうですね。トレーラーハウス型、コンテナ型とも受動喫煙、周囲に煙を出さないという点では同じなのかなと考えていますので、ガイドラインを策定して、策定した後にどういったものを設置するのかというところで、何が一番効果的な設置・形態になるのかというところを考えていきます。

○小森委員 ありがとうございます。

○小松会長 お願いします。

○羽田野委員 利用者はどのくらいいるのでしょうか。立川駅は1,000人以上と書いてあるんですけど、ほかの市のところは、利用人数というのは分からないんですか。

○伊藤健康課長 1日の利用人数とかについては今回の調査では聞いておりませんので、ちょっとそこは把握してないです。

○大澤福祉保健部長 ちょっと補足だけさせてください。

コロナ禍というものがあったものですので、1回で入れる人数が、その大きさにもよりますが、6

人とか8人とかと決められている事例は結構多いです。あとは外で待っていたり、吸っても5分ぐらいで出ていってくださいねというような形で掲示されている事例というのは何回か見かけたことがあるということだけ補足だけさせていただきます。

○小松会長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

お願いします。

○森戸委員 森戸です。

資料を提出していただきまして、ありがとうございました。ちょっと費用がどのぐらいかかるのかなというのがちょっとこれではよく分からなくて、もし分かるようでしたらということで、その管理についてはどなたがどういうふうに管理されているのかなということが、もう1点は分かれば教えていただければというのと、それから地方ではガラス張りの喫煙所があったりして結構外から見えるので安心のかなとも思ったりするんですけど、トレーラー型と今コンテナ型、2つ種類という状況がという話なんですけど、もうちょっと違う形もあるのかなとか思っていて、そのあたりは何か調べていらっしゃいますか。

渋谷区は、何か丸い土管じゃないけどそういう何かデザイン型で、民有地に置いてあるというのを私、何度か見ているんですけど、これに限らないでもいいわけですよね。補助金が出るわけですよねということも含めてちょっと伺えればと思います。いかがでしょうか。

○伊藤健康課長 森戸さんが言っているのは管理費ですか、それとも設置費。

○森戸委員 設置費と管理費とあると思うんですけど。

○伊藤健康課長 設置については自治体によってそれぞれ違うので幾らというのはなかなか言えないんですけど、管理費も同じです。管理については民間業者に委託しているところもあれば、委託してないところもありますので、自治体によってまちまちという形になっています。

あとは、今回、近隣の自治体を調査した際にトレーラーハウス型とコンテナ型というところが出てきたので、先ほど御紹介いただいた渋谷区のような形のものは、すみません、私のほうでは把握できておりませんでした。今回トレーラーハウス型とコンテナ型だけちょっと紹介させていただいた形になっています。

○大澤福祉保健部長 ちょっと補足だけします。

多分設置に関しては、今のところ令和6年度ぐらい、来年度また出るかどうかは分かりませんが、1,000万ぐらいの補助金が東京都から出ているというところがありますので、コンテナとかそういうのにしても大体それぐらいが上限的な形だと思っていますし、それよりかかった経費は、多分、単費

かなと思っています。

それとランニングコストにいきますと、やっぱり密閉の形にしますと中の空気の清浄とかというところがあるかと思っていますし、調べてみる限り24時間ずっと開放しているわけではないんです。ですから一定時間、例えば朝の7時から夜の何時までというところになりますので、その間、いわゆる、例えばシルバーさんが入って中を清掃するとかという形の人件費的な経費、そういったものも入ってくるかと思っていますので、恐らく設置している金額とほぼ変わらない部分がランニングコストとしては今後かかってくる可能性はあるかと思っています。

ただ、そこに関しては多分単費で運営をしているということが現状なのかと思っています。それと設置しているパターンで、今、これ、たまたま中央線の沿線のところでいきますと、こんな感じ。あと西武線でいきますと、花小金井とか小平はいわゆるただ単にパーティションというか区切っているだけで天井が空いているパターンになっていたとかしているところもありますし、あと本当に都心に行きますと、本当しやれたような形もあるかと思っています。

後ほど議論していただくことになりますが、もし仮に屋外でこういう設置をする場合に、どういうものがいいかというところを今後定めていく必要があるかと思っていますので、そういったところで様々な御意見等をいただければと思っています。

補足になりますけれど、以上です。

○森戸委員 ありがとうございます。

○小松会長 よろしいですか。

○森戸委員 はい。

○小松会長 ほか、御意見ございますでしょうか。

お願いします

○田中（智）委員 薬剤師会、田中です。

今のお話で私思ったのは、補助金が1,000万という具体的なお話があったんですけども、何か所に設置するかによって大分変わってくると思うんです。武蔵小金井の駅前だけでいいのか、それも南と北に1個ずつやるのか、東小金井の駅にもつくるのか。小金井には新小金井という駅もありますし。何か所につくるかによって、その予算の中に納めるには、この大きさの例えばトレーラーハウス型じゃなきゃ駄目とか、そういうふうになってくると思うので、どんなものにするか、形態よりもどのぐらいつくるかを、まず最初に決めていかないと話は進まないんじゃないかなと思いましたので、ちょっと意見として言わせていただきました。

以上です。

○富永委員 よろしいですか。

○小松会長 富永先生。

○富永委員 医師会のほうで公衆衛生を担当しているので。たばこの喫煙率というものの自体が、最近、つい先日出た調査結果で徐々に下がってきているというふうになっているんです。ちょっとこのデータを見させてもらおうと、小金井市でも下がっていくものだと思うんです。この下がっている、喫煙者が限りなく少ないと言ったら申し訳ないんですけど、この中で現状、小金井市が路上喫煙をされていることで困っていることというものが、これをつくることで解消されるという、何か前後比較というか、そういう目標というか、そういうのを立ててつくられるのか、どうなのかとちょっと聞きたくて。そうじゃないと、お金かけてつくった、ランニングコストだけかかります。でも結局目標がよく分からないまま毎日ランニングコストだけかかっていきますと。言い方は失礼ですけど、無駄に市民のお金を使ってしまうことになるんじゃないかなと思ってまして。その辺ちょっと知りたいかなと。

○伊藤健康課長 現在の市民の喫煙率でいうと、ガイドラインの8ページに令和4年12月時点の市民アンケートでは8.7%と書いてあります。

8.7%となっているんですけども、今、市の課題として10ページには書いてあるんですけども、10ページの2、課題(1)のところに、真ん中辺ですか。1年以内に受動喫煙を経験した人の割合が51.6%というアンケートが出ています。その受動喫煙を経験した場所というのが、路上というのが64.9%となっておりまして、この状況で、武蔵小金井駅北口の対策が不十分な、その民地のところなんですけども、そこに対して市民から早急に受動喫煙防止の対策というのが求められているような現状がありまして、それとあわせて、改正健康増進法の趣旨や東京都の条例などを踏まえて、市民の健康増進を図る観点から受動喫煙防止対策を推進するために、この目指す姿というのをガイドラインで策定していったって、望まない受動喫煙というのをなくしていきたいというような考えで今現在ガイドラインを策定しているというところです。

○富永委員 そうなると、今後、喫煙者数が今の推移で、経過でどんどん減っていくとなると、いずれそういうのが減ってきた際には目標達成ということで、この事業はということであれば、先ほど御意見があったような形、トレーラーとか、そのほかの市みたいにしゃれた構造物をつくってしまうよりは移動できるほうがいいというほうなのかなと。ちょっと僕の意見としては思っていて。

○伊藤健康課長 ありがとうございます。

○大澤福祉保健部長 補足的なものですが、先程、田中委員からもありましたように駅前でするかどうかというお話があったかと思っています。我々としては数とかを決めるのではなくて、まず、ここの審議会の中でいろいろな議論をしていただきたいという趣旨で思っているところがございます。

通常、駅でいきますと、小金井の場合、3つの駅と思ってございます。あとは、そこを利用されている乗降客数というところもいろいろ視点的なものがと思っていますし、あとは大変恐縮ですが、駅前となりますとなかなか市の用地というところと、あともう既に駅前ができているところでどういうふうにするんだというところも、まだひとつ課題としては大きくあるかと思っており、あらかじめ市のほうでぎゅうぎゅうで決めて、その部分だけ議論してもらうよりは、皆様方の御意見を踏まえて、それを市のほうでまた持ち帰り、またそれを皆様方にお話をしたいと思っています。

この後、受動喫煙のガイドラインにつきましても、オール小金井市の意見というのがまとまっているものではなくて、あくまでも担当部局として基本こういうふうな形というところを検討委員会でもんでいるところでございますので、今日、出された意見を、また市長をはじめ関係部局のほうに持っていきながら、こういうのが出ています。では、しかるべき時期に方向性を出していただかないとというような形で持ち帰らせていただきたいと思っておりますので、本当に忌憚のないような形で御意見をさせていただければと思っています。

それと、富永委員のご質問の部分です。もともと健康増進計画の中でも喫煙対策のところは書いてあります。最終的な目標的には減らそうとなってきたというところがあり、大きなものとしては、そちらのほうもまた必要性があれば改正をしたところで、目標というものを定めていく必要があるかと思っています。

あくまでもこちらのほうは、いわゆる健康増進計画の中にある一つのガイドラインというようにところになりますので、昨年度、議論していただいた健康増進計画の中でまた必要な修正というのをしたいというような形の考え方になるかと思っています。

以上です。すみません。

○小松会長 お願いします。

○田中（達）委員 田中です。先ほどのトレーラーハウスとかコンテナというのはつくるとすればという話ですよね。今のお話ですと、市の中でいろいろ調整してここの意見を持っていきたいというんですけど、ガイドラインの中で読むと、トレーラーハウスでも何でもそういうものを積極的につくるという表現は全く書いてないですよね。市民からの要望はいろいろあると書いてありますけれど、ガイドライン上では総合的にとか、検討しますみたいな文字で埋まっているんですけども、そういうことであれば、この審議会で作るガイドラインにそういう設備を早急に市で対策してつくるべきだというような表現で盛り込まないと。このままだと、そうですねって一般論みたいな話でガイドラインが終わるような気がするので、その点もこれからガイドラインの中に、中身に入っていくんでしょうけれども、お考えになったほうがいいんじゃないかと思うんです。

あと、先ほどのトレーラーかコンテナかというのは、トレーラーハウス方式というのはまさしく車がキャンピングカーが引っ張ってくるようなキャンピングの部分じゃなくて、タイヤがついていてナンバープレートもついているというような、そこに空気清浄装置を全部つけているので、車で引っ張ればどこでも置けると。さっきの構造物、定着物となると、その土地の形状で容積率とか建蔽率という、そういうものも考えないといけないので。

先ほどの撤去するみたいな課題もあり得るのであれば、トレーラーハウスとかは便利は便利ですね。ホームページなんか見ますと四、五百万。ただし、車、載せてく部分ですから車検費用であるとか維持管理費が年間二、三十万かかりますよというようなことは、それはまたトレーラーハウス型の空気清浄装置を売っているホームページなんかには書いてありました。

以上です。

○小松会長 ほかに御意見ございますでしょうか。

よろしければ、続いて議事の2番目、受動喫煙防止対策ガイドラインの案ですけれども、これについて事務局からの説明をお願いいたします。

○伊藤健康課長 それでは、まず初めに、当日配付資料1を御覧ください。

受動喫煙防止対策ガイドライン案の第1章、第2章部分で、前回審議会でお示しさせていただいた内容からの変更点を一表にまとめております。

変更後の内容については、記載してあるとおりです。内容は大きく変わっておらず、こちらのほうで、庁内等の意見も受けて文言を整理したものとなりますので、後ほど御確認をしていただければと思います。

では次に、資料2、受動喫煙防止対策ガイドライン（案）を御覧ください。前回、第2章まで示しておりましたが、今回は、第3章と第4章を追加しております。第3章では小金井市の受動喫煙防止対策の目指す姿、第4章では受動喫煙防止対策の推進を示しております。

今回の審議会では、この第3章、第4章について事務局において案を作成しておりますので、こちらについて、委員の皆様で議論していただき、御意見等をいただきたいと考えております。

では、まず11ページ、第3章の1、受動喫煙防止対策の種類を御覧ください。このガイドラインでは対策を4種類に分類しました。表の上から敷地内完全禁煙、敷地内禁煙、屋内禁煙、受動喫煙防止のための配慮が必要という4種類です。効果が高いものを上段に記載しております。対策の内容については、こちらのほうに記載してあるとおりでございます。

次に、12ページを御覧ください。施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿です。改正健康増進法の基本的な考え方や、これまで行っている各施設等における受動喫煙防止対策を踏まえて、表の

あるとおり左側です。施設と屋外に分類し、さらにその施設分類に応じて目指す姿、ガイドライン上の目指す姿というもの、表の真ん中あたりに記載しております。

こちらの表について、13ページで詳しく説明いたします。13ページを御覧ください。（１）子どもや妊産婦、有病者などが多く利用する施設についてです。たばこによる健康影響を受けやすい子供が利用する施設で、まず児童福祉施設や学校では改正健康増進法上では敷地内禁煙となっておりますが、受動喫煙防止等、喫煙防止教育の観点から目指す姿を敷地内完全禁煙としております。本市においては、前回の公共施設の調査結果でもお示ししましたが、市立小中学校をはじめ市立保育園や児童館などの子供が利用する施設においては、改正健康増進法の趣旨を踏まえて既に敷地内完全禁煙を達成しております。

次に、大学等においては喫煙の開始や習慣化を防止するため、医療機関においては疾病予防や治療を行うなど健康を守るための施設であるため、健康増進法上では敷地内禁煙ですが、目指す姿を敷地内完全禁煙、または敷地内禁煙としております。

続きまして、（２）官公庁施設です。官公庁施設の中の第一種施設については、改正健康増進法上では敷地内禁煙となっておりますが、こちら多くの市民が利用し、また、特に公共性の高い施設であるため敷地内禁煙にするとともに、さらに率先して敷地内完全禁煙を目指す姿としております。

官公庁施設の中の第二種施設については、改正健康増進法上では原則屋内禁煙となっておりますが、こちらについても多くの市民が利用し、公共性の高い施設であるため、目指す姿を敷地内完全禁煙、敷地内禁煙または屋内禁煙としております。

（３）上記以外の多数の者が利用する施設です。上記以外の多数の者が利用する施設については、改正健康増進法上では原則屋内禁煙ですが、受動喫煙防止対策のために目指す姿を敷地内完全禁煙、敷地内禁煙または屋内禁煙としました。

（４）市立公園です。こちらは、子どもが多く利用する市立公園については、受動喫煙を防止するために令和6年10月から敷地内完全禁煙を達成しておりますので、敷地内完全禁煙としております。

（５）公共的な場所です。屋外であっても、子どもをはじめ多くの方が利用するような公共的な場所については、受動喫煙防止の観点から目指す姿を受動喫煙を防止するための配慮が必要としております。

14ページを御覧ください。屋外に喫煙場所を設置する場合についてです。第1章部分において既に説明しておりますが、受動喫煙については喫煙しない周りの人の健康への影響を及ぼすので屋外に喫煙場所を設置する場合には、こちらに記載してあります、①から④から十分に距離を離して設置することが望まれます。十分な距離が取れない場合には、必要に応じて囲いやつい立てなどを設けるなどの工夫が必要としております。

15ページを御覧ください。第4章受動喫煙防止対策の推進です。1、受動喫煙防止の環境づくりです。ここでは、市民、市、事業所の役割を記載しております。

まず、(1)市民の役割です。受動喫煙防止対策を進めるためには、市民一人一人が喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について理解を深め、喫煙者については、たばこを吸わない人に配慮し、他人に受動喫煙が生じない、生じさせることがないよう努めることが大切ということを記載しております。

次に、(2)です。市の役割です。市は喫煙や受動喫煙が及ぼす健康影響や受動喫煙防止の必要性についての正しい知識の普及啓発に努め、受動喫煙の機会減少に取り組むこととしております。

また、庁内の横断的な連携体制を構築し、受動喫煙防止対策を推進するとしております。

16ページを御覧ください。(3)事業者の役割です。事業者においては、積極的に情報収集を行い、受動喫煙が健康に与える影響を理解し、周囲に理解や協力を求めながら受動喫煙防止対策を主体的・積極的に進めることが大切と記載しております。

続いて2番、受動喫煙に関する普及啓発等です。こちらに書いてある(1)から(5)までは、現在、健康課及び関係各課で実施している普及啓発となり、今後も引き続きこちらに記載されている内容の普及啓発に努めることとしております。

(6)公共的な場所における受動喫煙防止の取組です。12、13ページにおいて公共的な場所については、受動喫煙防止のための配慮が必要と記載しているため、公共的な場所における受動喫煙防止の取組としては、喫煙所の整備など分煙環境の整備を検討と記載しております。そして、喫煙所を設置する場合は、設置場所については望まない受動喫煙を防止するため、人流、周囲の状況等を踏まえ、効果的な配置となるよう、公有地も含め総合的に検討するとしております。

最後、ガイドラインの部分ではないんですけれども、武蔵小金井駅北口の再開発状況について、前回の審議会で共有できる情報があれば共有するというようなことを申し上げましたので、ここで共有させていただきたいと思います。

今回はスケジュール部分について共有させていただきます。令和6年12月に都市計画を決定、令和7年度に組合設立、令和8年度に権利返還、計画認可、その後、工事着工で、令和11年度に竣工というスケジュールになっていることを確認しておりますので、お知らせいたします。

説明は以上となります。

○小松会長 ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明がございました。それでは、本日新たにこの3章と4章の案が示されたので、計画の内容について審議をしたいと思います。

これは、要するに事務局に質問というよりはどのような形にしたいかという忌憚のない意見をいただい

て、それを今後の参考にするということが目的ですので、数多く御発言いただければと思いますが、御意見ございますでしょうか。

○富永委員 富永です。

この第3章と第4章を見ると、時代の流れ的に喫煙する人たちが悪い人たちで、それを締め出さなければいけないというような方向に何となくベクトルが向かっているような感じなんです。医学的な観点でいうと、1980年代以前については喫煙のベネフィットについてもかなり論文が多く出されています。1980年以降に肺がんのリスクということになってから、いわゆる論文もいわゆる出される趣旨というのが基本的には疾病予防のためにはやめたほうがいいとなってきたと思うんです。

それを踏まえて、小金井市の総意として締め出す、喫煙する人は悪い人たちで害を与えるから締め出すという方向にだけちょっと行くような捉え方だと、個人的にはあんまりよろしくないかなと思っていて、喫煙する人も快適に吸える。そのためにこういう制度にしますよという意見も、この両方が両立するように案をつくってガイドラインを定めたほうが、公共性というか、公平性というかがしっかりしたものになるんじゃないかなと思っています。

○小松会長 意見ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。

では、お願いします。

○平原委員 平原です。

前回の2章の最後、10ページの最後の課題なんですけれども、ここで路上等の受動喫煙を経験した人が路上等64.9%になっていて、これが課題として挙げられるので、今回の第4章の16ページ、受動喫煙に関する普及啓発の(6)の公共的な場所における受動喫煙の防止の取組が対応して困った場所にどうするかというちょっと具体的なものがあったほうが。ワンクッション、もう一つ調べをしないと、課題の取組にならないかなという気がしました。なので、もう1回アンケートかなにかしなきゃいけないくて、この路上等で具体的にどこの場所が一番多かったのか。その北口の民有地のあの辺り以外にもあったのか、それとも、北口のあそこの民有地のところに集中的に対応すればうまくいくのかというところの調査を、ひとつしなきゃいけないんじゃないかなという気がしました。

以上です。

○小松会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

○田中（智）委員 薬剤師会、田中です。

お聞きしたいんですけども、ずっと話題に上がっている北口のその民地、喫煙されている場所の隣

のたばこ屋さんの持ち主なんですか、あの土地は。こういう話が進んでいるというのは、たばこ屋さんの耳には入っているんですか。

○大澤福祉保健部長 直接的に、今どちらかというと、ごみを出せば市のほうで回収するという話をしており、直接窓口をやっているのはごみ対策課がやっていて、特設健康課に関して何かというところはないというのもあるんですけども、ごみ対策課もこの検討委員会の委員は入っているところで、そちらのほうの担当からこういうことやっていますよということをお伝えしているかどうかかと思って。直接的に、すみません、健康課のほうが何か動いているというところではないです。

あと、あそこに今JTさんが販売をしているというところで、そこにも市として何か検討できないかという申出をちょっとほかの部署でやってきたりとかしていますので。

そういったところで市のほうで何かしら取り組んでいるという情報はちょっと入っているかなと思っている。ちょっと確定的ではないのですが。

○田中(智) 委員 はい、分かりました。

○大澤福祉保健部長 その前に平原さん、調査とか。今、よく話題に出るのは、武蔵小金井のところで、あとやっぱり東小金井の駅のところでもやっぱり吸い殻が多くあるというところは、特にごみ対策課とかそういうところに連絡が来ているという形では我々としては報告は受けています。

数年前の昔に比べれば本当に吸っている方がそんなに多くはなく、全体的にはそんなにポイ捨てとかというのも多くはなくなってきている状況かという思いはありますけれども、ただやはり、その分、逆にあると目立つという感じじゃないですかというような状況かと思っています。

あと、前回いわゆる今、条例があつていわゆる2,000円の過料を取ったことがあるかというところの御質問あつたかと思うんですけども、実際としてはそこまでお金を取ったことはないというところも確認は取れましたので、併せてここで御答弁させていただきたいと思います。

○小松会長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。

お願いします。

○田中(達) 委員 田中です。

先ほどのこのガイドラインの表現の仕方で、もうちょっと積極的にということ考えているので、16ページの最後です。設置場所について云々というところで、状況を踏まえ、効果的な配置となる、公有地も含め積極的に検討するぐらいのことは書いてもいいんじゃないと思うんですけども。

もう一つ質問なんですけれども、15ページの(2)の市の役割の一番最後です。「幅広い分野に係る問題」で「市内の横断的な連携体制を構築し」って書いてありますけど、これは横断的な組織と

いうのは今あるんですか。できたんですか。

5月の市議会で、何か喫煙所のことで対策を問われている回答では、市長のほうで課長職による庁内横断的な会議は開催していないなんて答弁をされているんですけども、その後、何かできたんでしょうか。この受動対策に対して横断的な、そうした組織はあるんですか。

○伊藤健康課長 今現在は受動喫煙防止対策庁内検討委員会というものを立ち上げて、審議会の前に、情報共有とか、どういうふうに進めていくのかというようなことを話し合っています。

○小松会長 ほかに御意見ございますでしょうか。

お願いします。

○中谷委員 社会福祉協議会の中谷といいます。

今出ていた16ページの普及啓発の、まず4番のところで20歳未満の喫煙の防止ってある。これ禁止ですよ。防止じゃないですよ。吸っちゃいけないんじゃないかなと思うので、ここはちょっと表現が違うかなと思っていたので、ここは検討されたほうがいいのかと意見を申し上げます。

6番のところが、ここに今現在、市の原案が「たばこを吸う人も吸わない人も誰もが快適に過ごせるまちづくりの実現に向けて」となっちゃっているんで、ここについては、共存するという概念が出てくるのかなとまずは認識しました。そうすると、パブリックの場面においてどこに快適に、吸う人と吸わない人が快適に過ごせる小金井市域があるのかという話になったときに、それがもしも駅前だけでなくほかのところでも同じように望まない受動喫煙があるって分かっちゃうと、そこに何かしら程度に合わせて設置をするんだみたいな話にこれなっていく可能性もある文脈かなと思うので、その考え方をちょっと整理していく必要があるのかなと思ったんです。公共の場所なんだけど、より人が集まってきたところで吸う人、吸わない人、吸わない人が受動喫煙に遭ってしまうという、そういうところだから行政が補助金とか税金を使ってでも快適な共存を目指すんだみたいな話というのがないと、市域のどこか駅よりも離れたところでも何か人が集まるような場所があって、そこで受動喫煙というので困っている人がいるって、先ほど調査したほうがいいという話はそういうことになっちゃって、そういうふうに困っている人がいて共存共栄を図るんだったら、そこにもコンテナを置くんだとかという話になっちゃうと線引きが非常に難しくなると思うので、もうちょっと共存共栄を図るにしても、どういうパブリックでどういう人たちが集まっていったって、そこにおいて64%の人が路上等で受動喫煙を経験しているってわけですから、その洗い出したいなのでもうちょっと顕在化されたような形で置く場所みたいのをターゲットを絞っていかないと、なかなか補助金を全部使っても設置し切れるって話にならないので、そういう考え方もちょっと整理をしていく必要があるのかなと感じています。

以上です。

○小松会長 ありがとうございます。

ほか御意見ございますでしょうか。

お願いします。

○森戸委員 森戸です。

一つは、12ページに施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿というのありまして、これはこれで公共的なものを含めて書かれているわけですが、例えば民地のところに先ほどの武蔵小金井の北口とか集中して喫煙する場所が何か自然にできてしまうところがあって、そういうところについての、何というか配慮というか、そういうことについては、どこに当てはまるのかなど。民地だとかいうのは、あくまでもこれは公共的なものとか行政機関の施設とか職場ということにもなっているんですが、この第二種の施設に当てはまっていくということになるんでしょうかということをやっと確認したいのと、もし当てはまらない場所があるとしたら、その他やっぱり喫煙をすることが多い場所などを含めてガイドラインをつくるということも必要なんじゃないかなと思うんですが、ということです。そのあたりがどうかということが1点です。

それから2点目が、15ページの市民の役割で、先ほど富永委員がおっしゃったように、排除しないということは非常に大事ななと思います。この文章上なんですが、市民一人ひとりが喫煙が健康に及ぼす悪影響について理解を深めるとともに、他人に受動喫煙を生じさせることがないようという、この「他人に受動喫煙を生じさせることがないよう」というのが事業所も含めてということでこういう言い方になっているのか。主語が「市民一人ひとりが」になっているので、ちょっとここに結びつくのはなかなか無理があるんじゃないかと思ったんですが。私の理解力が悪ければ御説明いただければと思います。

それから16ページの(6)の公共的な場所における受動喫煙防止の取組なんですが、上から2行目の、喫煙所の整備など分煙環境の整備を検討するで終わっているんですね。検討するのではなくて整備するということなんじゃないですか。検討して整備していただけるのか。検討するだけだったら誰でもできるんですね。整備をしてほしいというのがやっぱりあると思いますので、最後はやっぱり分煙環境を整備しますとかというふうにしたほうがいいのではないかと。

それから、下から2行目の最後のほうも、「公有地を含め、総合的に配置を検討します」とか、検討するんじゃない「効果的な配置にします」とか、ちょっとやっぱり結びをもう少し分かりやすくしたほうがいいんじゃないかと思いますので、そのあたりいかがでしょうかということです。

以上です。

○小松会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

○大澤福祉保健部長 先ほど、今、森戸委員にいただいた最初の御意見のところと、中谷委員からいただいた、どこまでこのガイドラインをしようかというところにも関わってくる部分かというところで承らせていただきたいと思います。

ただ、なかなかこれ施設等という形の書き方というところがあるので、一般の市民の民地のところに関しては、例えば小金井市にはまちをきれいにする条例というところの条例の中に、土地所有者等の責務というようなところがあったりとかしているの、若干そういうようなところでの記載についてだけでやっぱりなかなか民間まで制限というところは難しい部分が正直あるかと思っています。

それと、6番の部分に関しては本当にいろいろな考えがあるかと思っていますので、いろいろな皆さんの御意見等も承りながら、最終的に市としてみんなからいただいた御意見をどういうふうに整理していくかというところだと思っています。両方の環境を整備していくという形になる。当然このガイドラインができれば次どうするというお話になると思っておりますし、仮に駅前というところに関していきますと、たばこは今、指定区域をして条例を改正しなければいけない。その改正をするためにこのガイドラインが必要だよという形のお話をさせていただいたと思っています。

です、ここでの様々な議論を踏まえ、市としてどういうふうにしていくかというところ、当然このガイドラインができた後どうするんだというところが、早めに我々がもって行って、今日とか、この御意見をまとめる段階のところまでに一応方向性を出さないといけないと思っていますので、協議に関して皆さんの忌憚のない御意見を出していただいて整理をさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○小松会長 ほかに御意見ございますでしょうか。

よろしくお願いいたします。

○鶴澤委員 すみません、私のほうでちょっと確認というか分からなかったところが、どこかにちょっと記載があるのかもしれないんですけども、12ページのところなんですけれども、敷地内完全禁煙と敷地内禁煙というところの違いというのは、どこかに書いてあるのかなというところがちょっと気になったところで。恐らく完全禁煙というのは喫煙所の設置、屋外の喫煙場所の設置も全くしないということが完全禁煙で、敷地内禁煙というのは設置することはあり得るということでのすみ分けなのかなと思ったんですけども。ちょっとそこが明確な定義が記載されていないと、この目指す姿の違いというところが、見た方が分かるのかなというところが疑問がありました。

もう1点が、こちらの目指す姿の12ページのところで、改正健康増進法を記載いただいているんですけども、冒頭で、当然東京都の受動喫煙防止条例についても、参考といいますか規制と一緒にこの

中で制定されているものを踏まえてというところを書いてある中で、書いてあるのは改正健康増進法だけになってしまっているというところがあるので、東京都の条例を少しどこかしらに入れていったほうが、初めの趣旨としては合うのかなと感じました。

例えば、第一種施設の一番上のところの敷地内完全禁煙のところ、条例ですと屋外に喫煙場所設置不可という、努力義務でありながらも設置不可となっていて、改正健康増進法の対策としては、各特定屋外喫煙場所設置可となっている。そういった違いがあるところが条例と法律で一部違いがあるので、条例の趣旨も踏まえてということであれば、その内容を入れ込んだほうがよいのではないかと、すみません、ちょっと思いました。

以上でございます。

○小松会長 ありがとうございます。

○伊藤健康課長 健康課長です。

御意見ありがとうございます。

まず、敷地内完全禁煙と敷地内禁煙とかの種類の説明については、11ページに内容が記載しております。12ページの、今、鶴澤委員の御意見について、東京都の条例も加えたらどうかというところがございますので、確かにそのとおりなのかなとは思いますが、ちょっと表の関係等もあって調整はさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○鶴澤委員 失礼しました。私の確認ミスでございました。ありがとうございます。

○小松会長 ほかに御意見ございますでしょうか。

ちょっと確認したいんですけど、例えば小金井公園とかって喫煙所ってあるんですか。

○大澤福祉保健部長 小金井公園は喫煙所は多分ないと。

○小松会長 ないですか。

○大澤福祉保健部長 はい。

○小松会長 あそこは都のあれで、なかなか市が動けない状況と。

施設内って結構、ある程度いろいろな喫煙対策というか受動喫煙の対策は進んでいるところは、結構屋外って今の北口の問題も、屋外は結構あれなので、そういったことを。でも、例えば本当に小金井公園とか結構、子供が集まるということを考えると、でもあそこに設置なかなかできないとかいろいろな問題が出てくると、結構屋外だけという、部分的に本当に数が増えちゃう可能性もあるので、その辺のことをどの程度まで予算の中でできるかというのかなりよく検討したほうがいいのかというふう考えたので、ちょっと意見を言わせていただきました。

ほかに御質問ございましたら、御質問というか御意見をお願いします。

○中谷委員 社会福祉協議会、中谷です。

喫煙に関してはこの間ずっとモラルとルールという言い方があって、モラルが大事だから受動喫煙とかお子さんがいるようなところでは吸わないとか、そういう方が通りそうになったらもう消すとか。そういう捨てないとかというのはモラルだという話をしていて、ルールというのは法律とか条例とか縛りをかけていくので当然強制力を持つんだと思うんです。

強制力を持つということは吸えない地域というのをしっかりと決めちゃうということだから、そこで共存共栄を図るということになると、吸う場所をつくってあげないと、そこでは共生は図れないとなると思うんです。本来であれば小金井市域全体を喫煙できない地域にしちゃって、そこでコントロールかけるというのが、強制力を持てばあるのかもしれませんが。ただ、それは多分無理なので、市内全域で考えると、やっぱりモラルに従って市民の皆様とか事業者の皆様に協力をしていただくということが基本ベースになると思います。

ただ、それだと受動喫煙で悩んでいる方の解決にならないので、特に人が集まる場所とか、集まる地域とか人が集まるような建物については、行政のほうである程度ルールをつくってコントロールするという、強制力を発動するというで条例で喫煙防止地域をつくるということをやります。そうすると、コンテナだとかそういうものをつくって、少しルールとしてはやるというのでやれば、市内全域、端っここのほうにコンテナつくる必要はないだろうと多分整理はできると思うので、人がいっぱい集まるような駅とか公共用の建物とか、そういったものについてはしっかりとルールを守ってもらうというのをつくるという整理をして、そこで財政力に合わせて幾つつくるみたいな話に進んでいけば、ほかの市と同じような状況が出てくるのかなと思うので、そういう考え方も一つやっていくというのはいいんじゃないかなと。

そうしないと、やっぱりその前で私が言ったように困っている人がいるところにはそういうものを全部つくっていくんだみたいな話になっちゃうと、もう無差別になっちゃって非常にコントロールしづらいと思うので、そこを中心に整理をしていくというのも一つの考えじゃないかなと思いました。

以上です。

○小松会長 ありがとうございます。

富永先生、お願いします。

○富永委員 富永です。

おっしゃられるとおりだと思いますけど、人って禁止されるとやりたくなるという傾向がありまして、小金井市、多分全域で禁止すると、では周りの市、ほかの市区町村は、そういう人たちは吸っていいのかという話にどうしてもなってしまうと思うので、小金井市が目指す健康とは何かという、ごめんなさ

い、これもちよっとここまで言っちゃうと、何かこう、闘う意見かもしれないですけど、僕はたばこ吸わないんですけど、各中学校でたばこ、喫煙が健康に及ぼす悪影響について勉強しましょうみたいな、そんな感じで吸っている人たちは結構分かっていて吸っていて、でも自分たちの健康であるイコール疾病がないことではないというのを毎回お伝えしているんですけども、その人たちはその疾病がないことを健康だと思ってなくて、今、自分たちが健やかに生きるためにたばこを吸いたいと思う方々なので、その人たちを一生懸命禁止、駄目だよと言っても、基本的に禁止できないものだと思うんです。

であれば、その言い方として、吸う人たちは受動喫煙したくない人たちに影響がないように心地よく吸えるようにできますよみたいな形で言ったほうが。禁止しない、吸っていいんですよ、ここでというふうにしてきたほうが、最終目標としての受動喫煙による吸いたくない人たちの健康を守るというふうには達成できるんじゃないかなと個人的には思う。

○小松会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

お願いします。

○森戸委員 森戸です。

ちょっと先ほど、3点言い忘れたこともありまして。

一つは、2の11ページ、12ページなんですけど、基本的には東京都の条例は屋内での喫煙は禁止なんですよね。それがちょっと何か文言が入っている。入ってないかなと私がもし見落としていたら申し訳ないんですが、やっぱりそれをきちっとうたっておいたほうがいいのかと思うので。それはレストランとかそういうところも屋内は禁止だよと、たしかしたと思うので、それを書き加えたらどうかというのが1つです。

それから、もう一つは16ページの(3)の禁煙支援等の推進というところで、これはすごく重要なことかなと思っています。問題は、禁煙をしたい人がなかなか禁煙ができないという方がいらっちゃって、その方はもう自分を責めるわけですね。自分は意思が弱いんだということで、せめて何かそれすごく落ち込むという方を数人見ていまして、やっぱり禁煙外来を含めて何か支援体制をつくっていかないと、せっかくやめたいと思ってもなかなかやめられないというのがあって、ここで特定保健指導事業などと連携してとあるんですが、ここと連携するのか、それとも医師会の先生方の御協力もいただいて、医療機関と連携して何かできないのかという、ちょっとそのあたりがずっと頭の中にありまして、そのあたりをちょっとどういうふうにかえたらいいのかなというのを、もし医師会の先生方にも御意見をいただければありがたいなと思っています。

それから3点目は、結局、駅から何メートルかは禁煙区域になっているんですけど、それは大体商店

会なんですね。商店会の皆さんの御協力もいただかないと、これはなかなかうまくいかないのかなというのもあるし、そういう意味で商店会を含めて何か連絡会的なものをつくって、各駅ごとに、先ほどもありましたけど、東小金井の南口も結構ポイ捨てが多くて商店会の皆さん、月1回か、第2火曜日に清掃に出られるんですけど、そういう活動もされているので。やっぱりポイ捨てが多いねという話にはなっているんですが、最近はやっと少ないようなんですけど。そういうところとの連携も取っていくというのが大事なかなと思っておりますので、何かこの今後の対応の中に、方策の中には入れておいていただいたほうがいいかなと思いました。

以上です。

○小松会長 ありがとうございます。

医師会とかでは幾つかの医療機関が禁煙外来をやっていますけど、それがどの程度市民に周知できているかというのは、その辺は医師会として僕が市と相談するかということも含めてちょっと今、具体的にはどうなの。

○富永委員 これは今だけの話なので今後どうなるか分かりませんが、禁煙の補助薬というのは実は今、処方できないぐらい枯渇しております。

○田中（智）委員 全く入ってこないですね。

○富永委員 そうなんです。

○森戸委員 ないのですか。

○田中（智）委員 全くないです。

○富永委員 全くなくて、禁煙外来をやっている医療、やりたいと思っているよというところも今ちょっと実施できないという。せき止めとかいろいろな薬がないんですけど、その一環として、今、入手が難しいと言われてしています。

○伊藤健康課長 すみません、健康課長です。

12ページのところで、先ほど目指す姿のところで鶴澤委員からも同じような意見あったと思うんですけど、東京都の条例の部分もちょっとそこら辺に表が組み込めるかどうか調整はしたいと考えております。

あと、禁煙支援については、現在、市のホームページで、喫煙の上手にやめる方法を周知していたり、また、今、医師会のほうで禁煙外来を行っていただいている医療機関一覧というのを載せて、そちらに相談していただきたいということで、そういった禁煙の支援はしているところです。

以上です。

○森戸委員 分かりました。ありがとうございます。

○小松会長 あと、ほかに御意見ございますか。

よろしいですか。

それでは、最後の議事の3番、その他について事務局からお願いいたします。

○大澤福祉保健部長 この資料が多分、実際に届いたというところで、今日はかなりの御意見をいただいたかと思っています。ただ、まだこの辺の視点が抜けているよという御意見というものも、また来週ぐらいまで頂戴できればと思ってございますので、健康課のほうに何らかしらの形で気になった点がありましたら追加で御連絡をいただければ、そちらのほうも、すみません、今回資料がちょっと届いたのが遅かったところもあると思ってございますので、御意見承ればと思ってございますので、今日言えなかったもの、またこういう点が足りないよねというところで気づいた点がありましたら、御連絡をいただくような形をとらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○小松会長 ありがとうございます。

審議事項は以上でよろしいですか。特にあと何かほかに全体を通してでも御質問ございますでしょうか。では、次回開催予定等に関して事務局からお願いいたします。

○伊藤健康課長 次回の第4回市民健康づくり審議会については、11月21日木曜日の19時から保健センターで開催をしたいと考えております。内容については、第1章から第4章までお示ししているので、またこちらについて議論していただいて、パブリックコメントに向けて案を確定させたいと考えています。皆様、御出席のほどよろしくお願いいたします。

○小松会長 ありがとうございます。

○伊藤健康課長 会長、すみません。

ちょっと付け加えてなんですけど、この受動喫煙とは全く関係ないんですけど、今年になって健康増進計画の中で、がん対策としてがんのアピアランスというような旨を記載してありまして、4月以降、申請を受け付けておりまして、我々が想定していた以上にがんのアピアランスの申請というのが増えていきますので、こちらについては引き続き担当としては継続していきたいとは考えてございます。

あと、10月1日から新型コロナの定期接種が始まりまして、こちらは医師会に委託しまして、10月1日から接種開始しております。市のホームページでコロナについて情報提供しておりますので、そちらを御確認していただいて必要があれば接種していただきたいというように考えてございます。

○大澤福祉保健部長 あと、すみません、補足でございます。

ちょうどおととい議会のほうが終わったところではございますけども、令和5年度の決算委員会というところで、昨年度の健康課を含めて議員の皆様方からいろいろ御意見をいただいたところです。一番多かったのは、やっぱりがん検診の受診率の低さというところがやはり一番多かったかと思ってござい

ます。

今年度につきましては、肺がん検診に関して力を入れさせていただいているというところがございしますので、そこにつきましてはどのような形の伸びになるのかというところは、また皆様方と共有させていただきたいと思っておりますし、あと出された意見の中では、特定健診とくっつけたらとかという様々な御意見をいただいたかと思っております。

今回の計画の中でこのがん検診の受診率の向上というところを一つの目玉というような形で考えておりますので、また、そういったところで来年度に向けてどのような形をしていくかというところは、また機会がありましたら御報告をさせていただきたいと思っておりますので、引き続き御協力方よろしくお願ひしたいというところで御報告とさせていただきたいと存じます。

○小松会長 ありがとうございます。

では、お願いします。

○中谷委員 課長、1個だけ、ごめんなさい。

一つ、次回資料なんですけど、庁舎、小金井市でも新しい庁舎ができると聞いておりまして、喫煙場所については、市の管理する建物ですから、受動喫煙防止に対してどういうふうに庁舎、敷地内でどう管理するかというのはちょっとよく見えてないので、直近で府中市さんとか国分寺さんは新しい庁舎をつくっていると聞いているので、ちょっと参考にどういうふうに分煙の関係とか、受動喫煙対策をしているかというのをちょっと知りたいと思ったので、できればそういう新しいところだけでもいいので教えていただけるとありがたいと思ったんですが、可能だったらお願いいたします。すみません。

○大澤福祉保健部長 ありがとうございます。

今、現時点で庁舎の目指すべき姿というところは示させていただいていますけれども、一方で、市の市役所の新庁舎に向けてどのようにしていくかというところ、まだ正直決定しているわけではないところがあります。

ただ、直近でいきますと、間もなく国分寺市役所が出来上がる。あと府中が直近で出来上がっているかと思っておりますので、ちょっとその辺で直近で出来上がったところ、分かる範囲内でまた次回お知らせさせていただきたいと思います。

○小松会長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和6年度の第3回の市民健康づくり審議회를終了いたします。皆様、本日はどうもありがとうございました。

— 了 —